

老朽 危険家屋等 除却



促進事業補助金

八女市では、安全^{*}で安心なまちづくりの推進と住環境の改善のために、市内の老朽化した空き家を解体する人に対しその工事費用を補助します！

補助率 1 / 3

(千円未満切捨て)

上限30万円

補助金の対象者(申請者)

- ◎市税等を滞納していないこと
- ◎建築物の所有者が法人でないこと
- ◎暴力団員または暴力団と密接な関係がないこと
- ◎建築物の所有者又は所有者の相続関係者等
※共有者や相続関係者が複数いる場合は、委任状が必要です

補助金の対象となる家屋

- ◎周辺環境を悪化させ適正に管理されていない木造若しくは軽量鉄骨造で、本市が定める建築物の不良度判定基準の点数が一定以上である建築物
※申請前に事前調査をさせていただきます。
- ◎居住の用に供していた空き家(店舗・倉庫・車庫などの単独建築物は対象外)
- ◎所有権以外の権利が設定されていない建築物(権利を有する者から承諾を得たものを除く。)
- ◎公共工事に伴う移転、建替えその他の補償の対象となっていない建築物

補助金の対象となる費用

- ◎市内業者が施工する建築物の除却工事の費用を対象とします。

※1 家財道具等の内部処分費や敷地内のブロック塀や立木等の撤去費用は対象になりません。
※2 家屋の一部解体は補助の対象となりません。



申請の流れや必要書類について裏面に記載しています

ご不明な点等ありましたらご連絡下さい。

八女市総務部防災安全課生活安全係

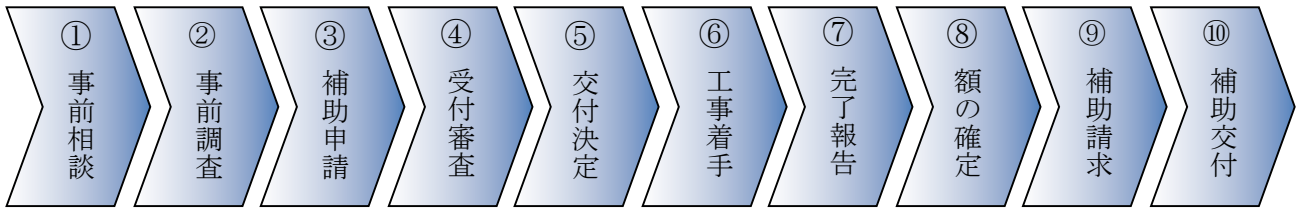
Tel.0943-24-8146

〒834-8585 福岡県八女市本町 647 番地

Fax.0943-23-2583

■受付時間/8:30~17:15 (土・日・祝日・年末年始を除く)

申請から交付まで



事前調査

補助金の交付申請をおこなう前に事前にご相談下さい。補助金の対象となる建築物かどうかを事前に確認させていただきます。事前確認には次の書類の提出をお願いします。

◎建築物事前調査申込書

※資料をお持ちであれば、次の資料を提出して下さい。

付近見取図・配置図・平面図・登記事項証明書



申請提出書類

事前調査により、「建築物事前調査結果報告書」の結果が管理不全な状態の空き家に該当した場合は、次の書類の提出をお願いします。

◎老朽危険家屋等除却促進事業補助金交付申請書

◎実施(変更)計画書

◎建築物の全部事項証明書及び固定資産税名寄帳兼課税台帳(写し)

◎老朽危険家屋等の解体工事見積書(写し)

◎位置図

◎現況写真

◎戸籍謄本等、所有者と申請人の関係が分かるもの(老朽危険家屋等の所有者等が死亡の場合)

※共有者や相続関係者が複数いる場合は委任状が必要です。

◎市税等を滞納していないことを証する書類

◎その他市長が認める書類

完了報告提出書類

事業が完了した時は、完了の日から30日以内又は、交付決定のあった年度の2月末までのいずれか早い日までに、次の書類の提出をお願いします。

◎老朽危険家屋等除却促進事業完了報告書

◎請負契約書の写し

◎請求書又は領収書の写し(除却工事を行った者が発行したもので、請求書の場合は後日領収書を提出していただきます)

◎工事写真(施工前及び施工後)

◎その他市長が認める書類



補助金交付請求

補助金交付確定通知書の交付を受けてから、市が指定する期限までに、次の書類の提出をお願いします。

◎老朽危険家屋等除却促進事業補助金交付請求書

注意事項

◎補助金の対象となる建築物と、敷地の所有者等が異なる場合は、解体することを土地の所有者等に事前に承諾を得ておいてください。

◎解体工事に着手する前に、補助金の交付決定が必要です。補助金の交付決定前に工事を着手した場合は、補助金を受けられません。

◎2月末までに完了報告できる工事であることが必要です。

◎同一敷地内において老朽危険家屋等に該当する建築物が複数存在する場合は、全てを除去していただく必要があります。

◎家屋等を除却すれば、住宅用地の特例措置(軽減)が適用されなくなることがあります。

◎予算額に達し次第、受付を終了します。